

学校法人多摩美術大学倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人多摩美術大学(以下「本学」という。)に勤務する全ての教職員(以下「教職員」という。)の遵守すべき職務に係る倫理原則について必要な事項を定める。

(倫理行動規準)

第2条 教職員は、本学の教職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

- (1) 職務上知り得た情報について、本学の許可なく、第三者に開示、漏えいしてはならない。
- (2) 一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- (3) 日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (4) 職務の遂行に当たっては、本学の理念に基づき公共の利益の増進を目指し、全力でこれに取り組まなければならない。
- (5) 職務の遂行に当たっては、人種、思想、信条、性別、性的指向等に拘わらず、個人の人格を尊重しなければならない。
- (6) 勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。
- (7) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持つてはならない。

(一般服務関係)

第3条 教職員は、一般服務に関して以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退をしてはならない。
- (2) 特別休暇、その他の休暇又は育児休業・介護休業について虚偽の申請をしてはならない。
- (3) 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、業務の運営に支障を生じさせてはならない。
- (4) 流言、暴言、暴行等により職場の秩序を乱してはならない。
- (5) 事実をねつ造して虚偽の報告を行ってはならない。
- (6) 経歴を偽ってはならない。
- (7) 職務上知ることのできた本学固有の情報を故意に漏らし、業務の運営に重大な支障を生じさせてはならない。

- (8) 就学、就労、教育及び研究上の関係に基づく影響力利用による暴力や利益の搾取、いじめ、各種ハラスメント、人種、思想、信条、性別、性的指向等に関する差別、その他社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。

(業務上の取り扱い関係)

第4条 教職員は、業務上の取り扱いに関して以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 本学の金品を横領又は窃取してはならない。
- (2) 人を欺いて本学の金品を交付させてはならない。
- (3) 重大な過失により本学の金品を盗難させてはならない。
- (4) 故意に職場において本学の設備、器物を損壊してはならない。
- (5) 故意に規程に違反したり、届け出を怠ったり、虚偽の届け出をするなどして諸給与を不正に受給してはならない。
- (6) 自己保管中の本学の金品の流用又は備品の不適切な処理をしてはならない。

(その他)

第5条 教職員は、その他以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 利害関係者から社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。
- (2) 公的研究費及び補助金、助成金等の処理に関しては、法令及び本学規程、補助先、助成先等が指定する処理要項等に基づき適正な処理を行い、他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。
- (3) 「学校法人多摩美術大学研究活動における不正行為の対応に関する規程」に定める不正を行ってはならない。
- (4) 管理監督者の立場にある教職員は、部下が業務上の取り扱いにおいて懲戒処分を受けることがないように、指導監督を適正に行わなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 この規程は、令和6年10月1日から施行する。